三鷹市における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第5第1項第1号 アに規定する市が事業者に求める基準

(目的)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱(平成27年4月9日26都市住民第1714号局長決定。以下「交付要綱」という。)第5第1項第1号アに規定する市の基準について定めることを目的とする。

(基準)

- 第2条 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の交付を申請しようとする者(以下「事業者」という。)が、市内において交付要綱第2に規定する医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携等を確保したサービス付き高齢者向け住宅(以下「住宅」という。)を整備する際に、市が事業者に求める基準は次の各号に定める基準による。
 - (1) 住宅の入居者(以下「入居者」という。) については、全体のおおむね8割以上を三鷹市民とすること。ただし、住宅の入居可能日から起算して1月以上空き室となっている場合はこの限りではないが、当該期間以降も入居者の決定に当たっては常に三鷹市民を優先すること。
- (2)整備計画が、市内の各日常生活圏域における高齢者人口の分布に偏在を生じさせ、三鷹市介護保険事業計画の達成に支障を生じさせる規模ではないこと。
- (3) 事業者は、入居者の状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 住宅と連携する医療・介護サービス等を提供する地域密着型サービス等の事業所(以下、「地域密着型サービス等事業所」という。) が提供する医療・介護サービスについては、対象を入居者に限定せず、市内の高齢者にも広く提供すること。
- (5) 入居者が、住宅と連携する地域密着型サービス等事業所以外から提供される医療・介護サービスを、自由に選択できること。
- (6) 整備に当たっては、説明会を実施するなど、近隣住民に対し十分に事業計画の説明を行うこと。
- (7) スプリンクラー設備は、入居者の安全を確保するため、可能な限り設置するよう努めること。
- (8) 関係する法令及び通知等を遵守すること。

(委任)

第3 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この基準は、平成27年5月27日から施行する。